

## 情報発信委託業務公募型プロポーザル募集要領

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

情報発信委託業務

#### (2) 事業の目的

本県における若年層の人口は、令和7年5月1日時点で約10万1千人であり、前年度と比較しておよそ2千人減少しています。減少数のうち9割以上が県外転出者と推計されており、就職や転職を機に県外へ転出する若者が相当数存在し、県内の様々な仕事就職等の際の選択肢になっていない可能性があると考えられます。

また、本県の若者の所得について、200万円未満の割合が全国と比較し高い状況にあります。その中には、望まない形で非正規雇用とされている若者が一定数存在すると考えられ、所得向上や正社員化に必要なスキルアップのための制度等に関する情報を十分に入手できていない可能性があります。

本事業では、就職や転職、スキルアップに関心のある県内の若者に対し、デジタルマーケティングを活用し県内の様々な仕事の情報や支援策を一元的、網羅的に情報発信することで、若者の県内定着とスキルアップによる正社員化を促進することを目的とします。

#### (3) 事業内容

別途定める「情報発信委託業務仕様書」のとおり。

なお、受託者の提案により、受託者と高知県との契約前協議において、本事業の業務内容を変更する場合があります。

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 2 見積限度額

7,212千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

### 3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「情報発信委託業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

### 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。14 日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うことになります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(もしくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 6 説明会

- |          |                                                           |
|----------|-----------------------------------------------------------|
| (1) 日 時  | 令和7年6月25日(水)午後(予定)                                        |
| (2) 実施方法 | オンライン(オンライン会議システム「Zoom」を使用予定)                             |
| (3) 出席人数 | 1者あたり、2人まで                                                |
| (4) 申込方法 | 説明会参加申込書(別紙様式-1)を、電子メールにより提出してください。<br>必ず、電話で着信を確認してください。 |
| (5) 申込期限 | 令和7年6月23日(月)17 時(必着)<br>※説明会への参加は、プロポーザル参加への条件ではありません。    |

## 7 質疑と回答

質疑は令和7年6月27日(金)12 時まで(別紙様式-2)により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和7年6月 30 日(月)までに高知県商工労働部雇用労働政策課のホームページに掲載します。

## 8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書(別紙様式-3)に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

| 様式<br>番号 | 提出書類の名称                                         | 様式   | 規格  | 提出部数 |
|----------|-------------------------------------------------|------|-----|------|
| 1        | 参加申込書                                           | 様式－3 | A4縦 | 1部   |
| 2        | 法人概要書                                           | 様式－4 | A4縦 | 1部   |
| 3        | 都道府県税の納税証明書(県外の民間団体の場合には、本社所在地で発行された証明書) ※      | —    | —   | 1部   |
| 4        | 消費税及び地方消費税の納税証明書(県外の民間団体の場合には、本社所在地で発行された証明書) ※ | —    | —   | 1部   |

※競争入札参加資格者として登録を受けている場合は、納税証明書の提出を省略できます。

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和7年7月4日(金)12時(必着)

(2) 資格要件の確認

高知県商工労働部雇用労働政策課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年7月9日(水)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「情報発信委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「情報発信委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

## 11 審査結果

審査結果は、令和7年7月29日(火)までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

## 12 日程

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 令和7年6月18日(水)    | 募集開始              |
| 令和7年6月25日(水)    | 説明会               |
| 令和7年7月4日(金)12時  | 参加申込及び資格確認書類提出締切り |
| 令和7年7月18日(金)17時 | 企画提案書の提出締切り       |
| 令和7年7月下旬        | 審査委員会(プレゼンテーション)  |
| 令和7年7月29日(火)    | 審査結果通知            |

## 13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-5「により提出してください。

開示・非開示の判断は様式-5に基づき行うものではなく、様式-5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

## 14 提出先及び問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 高知県庁5階  
高知県商工労働部雇用労働政策課 担当: 平田、森澤  
TEL 088-823-9766、FAX 088-823-9277  
E-mail 151301@ken.pref.kochi.lg.jp  
(受付時間: 平日8時30分から12時まで、13時から17時まで)

## 15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

## 16 その他

- (1) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。